

全国厚生労働関係部局長会議資料

(社会・援護局(社会)) 令和4年1月

目 次

1	地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について	3
2	生活困窮者自立支援制度の推進について	7
3	生活保護制度について	14
4	自殺対策の推進について	22
5	ひきこもり支援について	26
6	成年後見制度の利用促進について	31
7	福祉・介護人材確保対策について	34
8	社会福祉法人制度等について	38
9	矯正施設退所者等の地域生活定着支援について	41

1 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について

(1) 現状・課題

- 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和3年4月より、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（任意事業）が施行された。
- 令和3年度においては42市町村が重層事業を実施しており、令和4年度は134市町村が実施予定である。重層事業の効果的な実施を進めていくとともに、より多くの市町村が円滑に本事業に移行できるよう、さらなる支援が必要である。

(2) 令和4年度の取組

- 重層事業を実施する市町村を対象に、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる補助と、多機関協働等の新たな機能にかかる補助を加えて一体的に執行できる重層事業交付金を交付する。
- 令和5年度以降に重層事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるようにするため、重層事業への移行準備事業にかかる補助（1市町村あたりの補助期間は最長3年間）を実施する。また、包括的な支援体制を整備する市町村をさらにバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に必要な経費に対する補助を実施する。
- 国において、都道府県・市町村職員や重層事業に従事する職員等を対象とした人材養成事業を実施する。

(3) 依頼・連絡事項

- 市町村においては、重層事業の実施に向けて、**分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層事業の実実施計画の策定や事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築**をお願いする。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、**都道府県後方支援事業を活用するなど、管内市町村への積極的な支援**をお願いする。また、現在、重層事業における多機関協働事業等の負担割合は、施行当初の移行準備期間として都道府県負担を求めているが、**令和5年度以降は、重層事業における多機関協働事業等や移行準備事業に都道府県負担をお願いするため、令和5年度予算編成において必要な財源確保に努めていただきたい。**

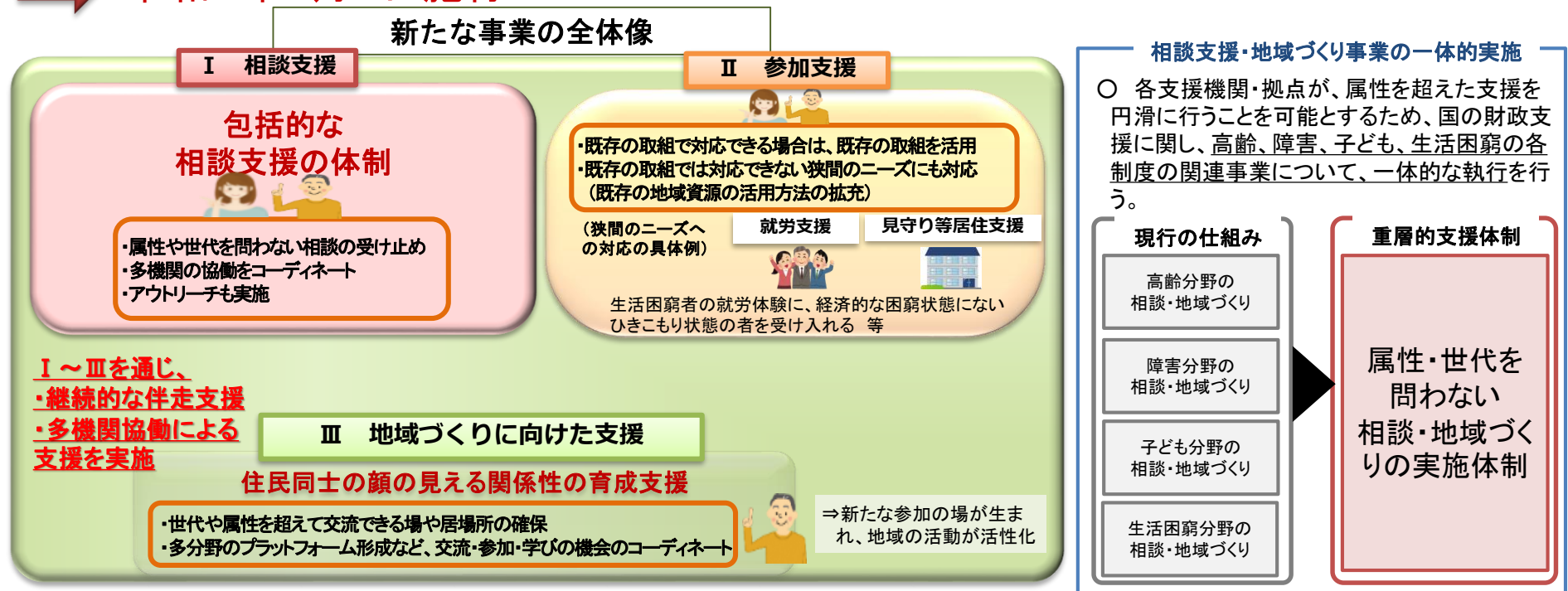
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など))
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について**一体的に執行**できるよう、**交付金を交付**する。

→ **令和3年4月1日施行**



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和4年度予算案
261億円
(令和3年度予算:116億円)

【重層的支援体制整備事業】令和4年度予算案：232億円（令和3年度予算：76億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和4年度予算案：29億円（令和3年度予算：40億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

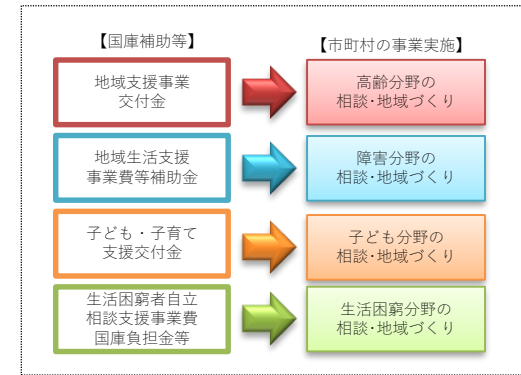
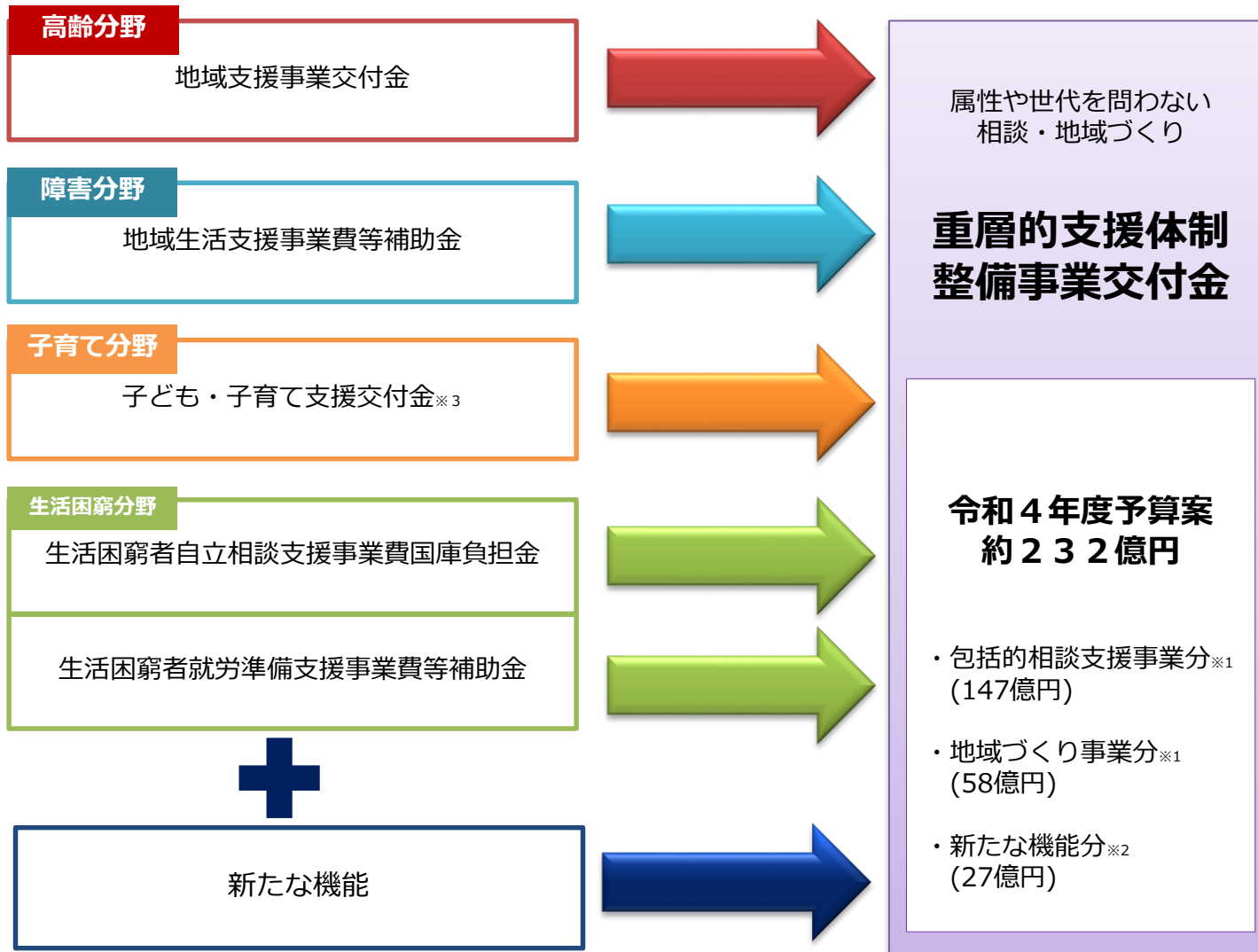
事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



- <※1 既存事業について>
- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）
 - 地域づくり事業
 - ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
 - ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
 - ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）
- <※2 新たな機能について>
- ・多機関協働事業
 - ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
 - ・参加支援事業
- <※3 子育て分野の予算計上について>
- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
 - ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

2 生活困窮者自立支援制度の推進について

(1) 現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者の支援ニーズは増大し、個人事業主やフリーランス、学生等の従来とは異なる支援層が顕在化している中、生活に困窮される方々へ必要な支援を行うため、これまで緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等の重層的なセーフティネットによる支援を行ってきたところ。
- これらの支援については、昨年11月にとりまとめられた経済対策に基づき、申請受付期限を令和4年3月末まで延長し、令和3年度補正予算において必要な予算を確保したところ。
- 同経済対策においては、上記に加え、
 - 生活困窮者自立支援金は、昨年12月末で終了した総合支援資金（再貸付）に代えて、総合支援資金（初回）まで借り終えた一定の困窮世帯も対象とするとともに、再支給を可能とすること、
 - 緊急小口資金等の特例貸付は、償還の据置期間を令和4年12月末まで延長することとしており、引き続き、自立に向けた継続的な支援が求められる。
- また、令和3年10月から、生活困窮者自立支援制度の次期改正に向けた論点整理検討会を開催し、議論を行っているところ。

(2) 令和4年度の取組

- 令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算案において切れ目のない支援を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。
 - 令和3年度補正予算に計上した新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、独自の支援に取組むNPO法人・社会福祉法人等の民間団体との連携強化、相談員の加配・事務職員の配置等による現場の職員が支援に注力できる環境整備、オンライン相談等によるICT活用等を推進。
 - 令和4年度当初予算案において、住まいの確保支援や生活困窮者と地域のつながりを確保する居場所づくりなどの地域づくりを推進。
- 緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金、生活困窮者自立支援金が終了する者に対しては、支援が途切れないよう、社会福祉協議会、自立相談支援機関、ハローワーク、福祉事務所等の連携の下、引き続き、切れ目のない支援を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後、生活困窮者に対する自立に向けた支援がますます重要となることから、就労準備支援事業、家計改善支援事業等が未実施の自治体にあては、必要な支援を届ける観点から、実施に向けた対応をお願いします。
- また、令和3年度補正予算の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や令和4年当初予算案を活用し、各地域における課題を踏まえた生活困窮者支援の強化をお願いします。
- 支援にあたっては、ハローワークや福祉事務所との連携フローを改めて確認するなど、求職者支援訓練や生活保護等との切れ目のない支援を進めていただきたい。
- 次期制度改正に向けて、令和4年4月を目途に制度見直しの論点を取りまとめ、令和4年5月以降、審議会において議論を開始する予定であるので、ご了知いただきたい。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

- 緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請受付期限を令和3年11月末から令和4年3月末へ延長。総合支援資金（再貸付）の申請受付期間を令和3年11月末から令和3年12月末へ延長。
- 緊急小口資金、総合支援資金（初回、延長、再貸付）の償還開始の据置期間を令和4年3月末から令和4年12月末へ延長。

予算措置額合計: 2兆1,333億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円
令和3年度補正予算額	4,581億円

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前	令和4年12月末日以前	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除	確認対象	緊急小口資金	: 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		総合支援資金(初回貸付分)	: 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		総合支援資金(延長貸付分)	: 令和5年度の住民税非課税
		総合支援資金(再貸付分)	: 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 =45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了

注3 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額	負担金(298億円)の内数
令和3年度補正予算額	100億円
令和4年度当初予算額(案)	負担金(301億円)の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【求職活動】当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

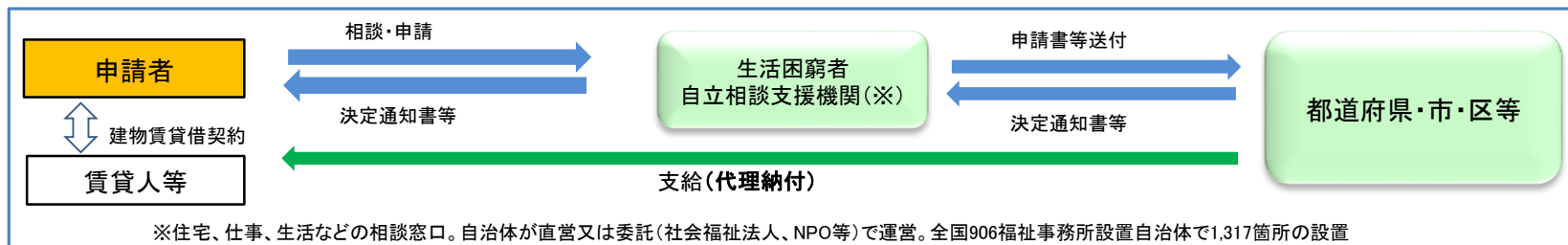
令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和4年3月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

令和4年3月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

【事業スキーム】



- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している等といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。
 - 対象： 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの
 - （注）総合支援資金（再貸付）まで借り終わった世帯、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終わった世帯（再貸付を申請・利用している世帯を除く。）も含む。
 - ・ 収入： ①市町村民税均等割非課税額の1/1.2 + ②住宅扶助基準額以下
（例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）
 - ・ 資産： 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
 - ・ 求職活動等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
 - ※ 求職活動について、ハローワークに加え、地方公共団体が設置する公的な無料職業紹介の窓口の利用も可能とする。
 - ※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置対象地域については、解除の翌月末までの間、ハローワーク等での相談や企業への応募等の回数を減らすことができる。
 - 支給額（月額）：生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
 - ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。
 - 支給期間：3か月（申請受付期限を令和3年11月末から令和4年3月末へ延長）
 - ※ 生活困窮者自立支援金の支給期間（3か月）中に求職活動等を誠実に行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請受付期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、自立支援金の再支給（3か月）を可能とする。
 - ・ 支援金の申請日より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
 - ・ 支援金の申請月に再貸付（3か月目）を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給
 - 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

生活困窮者自立支援制度予算

H30年度予算:432億円 H31年度予算:438億円
R 2年度予算:487億円 R 3年度予算:555億円

R4年度予算案:594億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国905福祉事務所設置自治体で1,317機関(平成31年4月時点) 国費3/4)

<対個人>

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

<対地域>

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施 国費1/2

◇都道府県による企業開拓

就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング 国費10/10

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 国費3/4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化 (R2) (就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項) 国費2/3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業
就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項) 国費2/3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) 国費1/2, 2/3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 国費1/2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援
◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進等 国費10/10

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

生活困窮者自立支援の機能強化

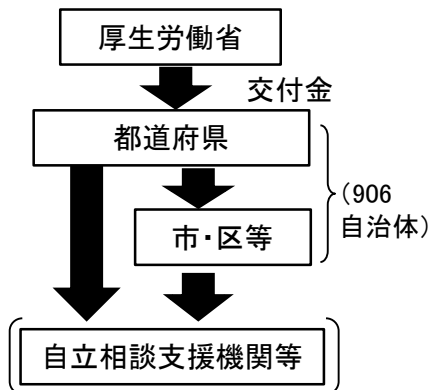
【要旨】 令和3年度補正予算:新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(61億円)の内数

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
※ 独自の支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等との連携のために自立相談支援機関が必要な経費を補助(団体の取組を広報するための経費、フードバンクから提供された食料の倉庫代や相談者へ現物を送付する送料代など)。
- ② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制等の強化
- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

次期法改正に向けた検討スケジュール

生活困窮者自立支援

生活保護

見直し
規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討

（※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場

論点整理検討会

（計4回程度）

※令和4年4月とりまとめ（予定）

議論の共有
連携

国と地方の実務者協議

※令和4年3月とりまとめ（予定）

報告

ワーキンググループ（計7回程度）

① 事業の在り方検討班

各法定事業のあり方（被保護者支援との連携を含む）について議論

② 横断的課題検討班

制度全体にまたがる課題（制度のあり方、関係機関連携、地域・居場所づくり、都道府県・町村の役割、中間支援組織、人材育成等）について議論

※ 社会保障審議会生活保護基準部会

生活保護基準の検証手法の検討・検証を実施
（次期検証は令和4年度）

令和4年5月
以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

※ 検討結果に応じて令和5年以降の法案提出を目指す。

3 生活保護制度について

◎ 新型コロナウイルス感染症対策関係（受給状況、就労予算の活用等）

（1）現状・課題

- 令和3年10月の生活保護受給者：約204万人、生活保護受給世帯：約164万世帯（うち高齢者世帯56%）。申請件数の前年同月比は、令和2年4月に2割強増加した後、一時は減少したものの、増加傾向で推移。

（2）令和4年度の取組

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえた、適切な保護の運用に係る周知徹底及び保護脱却に向けた就労支援体制整備等に取り組む。

（3）依頼・連絡事項

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、保護の申請権の確保等の適切な運用についての一層の指導等や、保護施設等における感染拡大防止の徹底、生活困窮者及び生活保護受給者の住まいの確保の取組の推進をお願いしたい。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活保護受給世帯（その他世帯）の増加が顕著な自治体における就労支援体制の整備、職場開拓等に係る就労支援体制の強化に係る補助事業（「被保護者就労支援機能強化事業」（定額補助））を創設（令和3年度補正予算）。本事業の積極的な活用により速やかな保護脱却に向けた体制整備をお願いしたい。

◎ 制度見直し関係（オンライン資格確認、業務システム標準化、次期制度改正等）

（１）現状・課題

- ・ 令和３年６月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、医療扶助におけるオンライン資格確認を令和５年度中に導入予定。
- ・ デジタル・ガバメント実行計画（令和２年１２月２５日閣議決定）に基づき、自治体の意見を聞きながら、生活保護システムの標準化に向けた検討を実施中（令和４年夏に標準仕様書１.０を作成予定）。
- ・ 前回の改正生活保護法（平成３０年）附則の施行後５年を目途とした見直しについて、令和３年１０月より「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」を開催し、運用のあり方も含め、次期制度改正に向けて検討中。

（２）令和４年度の取組

- ・ 令和５年度中の医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、引き続きシステムや運用の詳細を検討するとともに、各福祉事務所等における導入を支援していく。
- ・ 令和４年夏の生活保護システムの標準仕様書１.０の作成に向け、令和４年１月より全国意見照会を実施。照会結果を踏まえた対応方針の整理を行うとともに、夏以降も引き続き調査研究を進めていく。
- ・ 平成３０年改正法の施行後５年を目途とした見直しに関し、国と地方の実務者協議において令和４年３月頃の議論の整理を予定。令和４年５月以降、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論を開始する予定。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ **医療扶助のオンライン資格確認**については、令和4年度中から各地方自治体においてもシステム改修に着手していただく必要があります、令和4年夏頃までに改修に係る技術解説書の提示や説明会を予定しているため、ご承知おき願いたい。併せて、管内の被保護者に係るマイナンバーカード取得促進の取組みもお願いしたい。（システム改修等に必要費用は、令和4年度予算案に計上している）
- ・ **生活保護システムの標準化**については、令和4年1月から全国意見照会を行っているところであり、ご協力をお願いしたい。また、同年夏の標準仕様書1.0版策定以降、令和7年度中の標準準拠システムへの移行に向けた準備作業が必要となるので、ご承知おき願いたい。なお、標準仕様書1.0版策定以後も、標準仕様書のさらなる精度向上のため引き続き調査研究を進めて行く予定。
- ・ **平成30年改正法の施行後5年を目途とした見直し**については、令和3年10月より「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」を開催し、運用のあり方も含め、次期制度改正に向けて検討中。これまでに開催した3回の実務者協議では、自立支援・就労支援、子どもの貧困対策、級地制度並びに健康管理支援事業及び医療扶助について議論。引き続きその他の論点を議論した上で、令和4年3月を目途に議論の整理を行い、同年5月以降、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論を開始する予定であるので、ご承知おき願いたい。
- ・ **生活保護基準**については、令和3年度に社会保障審議会生活保護基準部会を再開。令和3年9月21日には「生活保護基準における級地区分の検証に係る分析結果のまとめ」をとりまとめたところであり、今後は、生活扶助基準に関する定期的な検証を行い、令和4年12月を目途に検証結果を報告書にとりまとめる予定（検証結果は令和5年度以降の改定に反映）であるので、ご承知おき願いたい。
- ・ **級地区分**については、同部会による分析結果のまとめを踏まえ、令和4年末にかけて、①級地の階級数及び②個別の級地指定について、自治体等からの意見を参考としながら、国の統計による分析結果に照らして、見直しの必要性の有無も含めてあり方の検討を行う予定であるので、ご協力をお願いしたい。なお、これに当たり、級地の階級数の検討の参考とするため、同一級地の枝番1と枝番2の両方が管内にある都道府県においてアンケート調査を行ったところであり、協力に感謝申し上げます。

生活保護の最近の状況

■生活保護受給者数

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
生活保護受給者数（万人）	206.0	205.8	205.6	205.4	205.0	204.9	205.0	204.9	205.0	205.0	204.8	205.3	204.3	204.0	203.9	203.8	203.8	203.8	203.8	
対前年同月比（％）	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.6	
対前月比（％）	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.03	0.02	▲ 0.1	0.1	▲ 0.04	▲ 0.1	0.3	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.05	▲ 0.03	▲ 0.03	0.02	▲ 0.01	

■生活保護受給世帯数

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
生活保護受給世帯数（万世帯）	163.5	163.6	163.7	163.7	163.5	163.6	163.7	163.6	163.8	163.8	163.7	164.2	163.9	163.9	163.9	164.0	164.1	164.2	164.2	
対前年同月比（％）	0.01	0.1	0.1	▲ 0.03	▲ 0.1	0.002	▲ 0.1	▲ 0.03	0.1	0.2	0.3	0.4	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	
対前月比（％）	▲ 0.04	0.1	0.02	0.01	▲ 0.1	0.02	0.1	▲ 0.02	0.1	0.004	▲ 0.1	0.3	▲ 0.2	▲ 0.01	0.1	0.04	0.03	0.1	0.02	

■保護の申請件数

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
保護の申請件数	21,486	17,981	17,190	19,650	17,451	18,998	18,621	19,072	17,308	20,061	17,424	22,839	19,165	18,400	19,478	20,757	19,202	20,156	18,726	
対前年同月比（％）	24.9	▲ 9.7	▲ 4.4	▲ 11.1	▲ 4.1	1.7	1.8	2.7	6.5	7.2	8.1	8.6	▲ 10.8	2.3	13.3	5.6	10.0	6.1	0.6	
対前々年同月比（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16.6	11.4	▲ 7.6	8.3	▲ 6.1	5.5	7.9	2.4	
対前月比（％）	2.2	▲ 16.3	▲ 4.4	14.3	▲ 11.2	8.9	▲ 2.0	2.4	▲ 9.2	15.9	▲ 13.1	31.1	▲ 16.1	▲ 4.0	5.9	6.6	▲ 7.5	5.0	▲ 7.1	

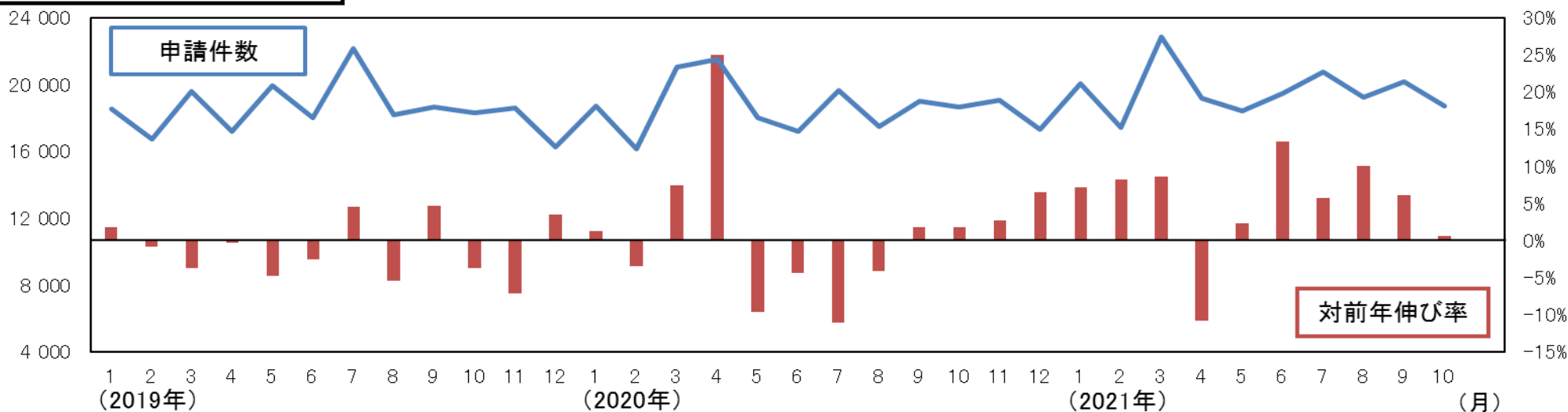
■保護開始世帯数（決定件数）

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
保護開始世帯数	19,362	16,906	15,142	16,036	14,766	16,613	16,928	16,905	17,272	16,072	16,518	20,336	17,487	15,607	17,012	17,201	16,139	17,829	16,637	
対前年同月比（％）	14.9	7.5	▲ 6.3	▲ 14.5	▲ 7.8	3.6	▲ 3.4	2.6	4.0	8.2	9.8	8.7	▲ 9.7	▲ 7.7	12.3	7.3	9.3	7.3	▲ 1.7	
対前々年同月比（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.6	3.7	▲ 0.7	5.3	▲ 8.2	0.8	11.2	▲ 5.1	
対前月比（％）	3.5	▲ 12.7	▲ 10.4	5.9	▲ 7.9	12.5	1.9	▲ 0.1	2.2	▲ 6.9	2.8	23.1	▲ 14.0	▲ 10.8	9.0	1.1	▲ 6.2	10.5	▲ 6.7	

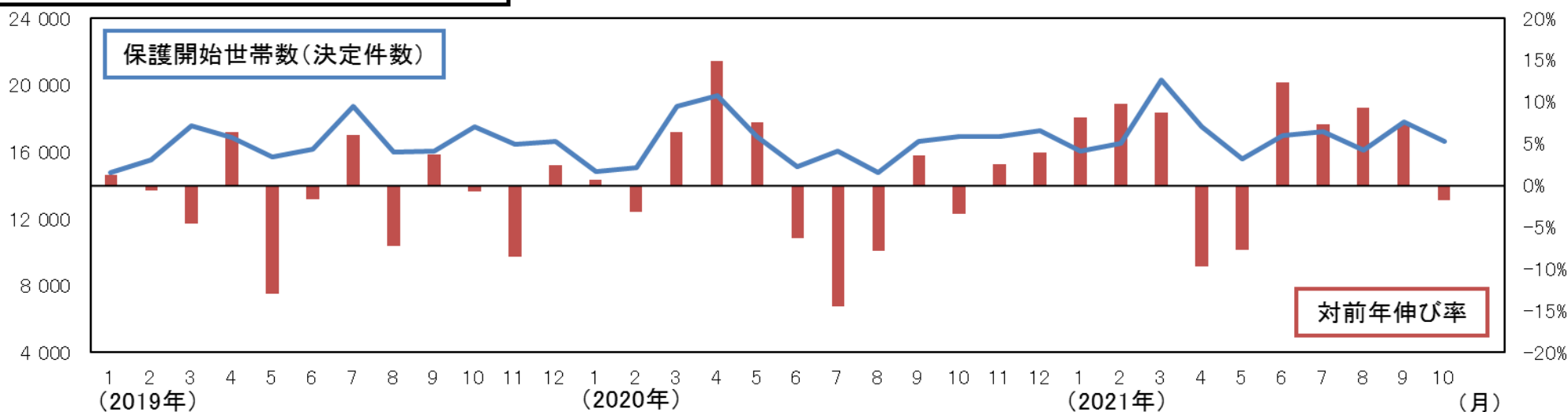
※令和2年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査（月次調査）」（厚生労働省）

新型コロナ感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

保護の申請件数の動向



保護開始世帯数(決定件数)の動向



医療扶助のオンライン資格確認の実現方式

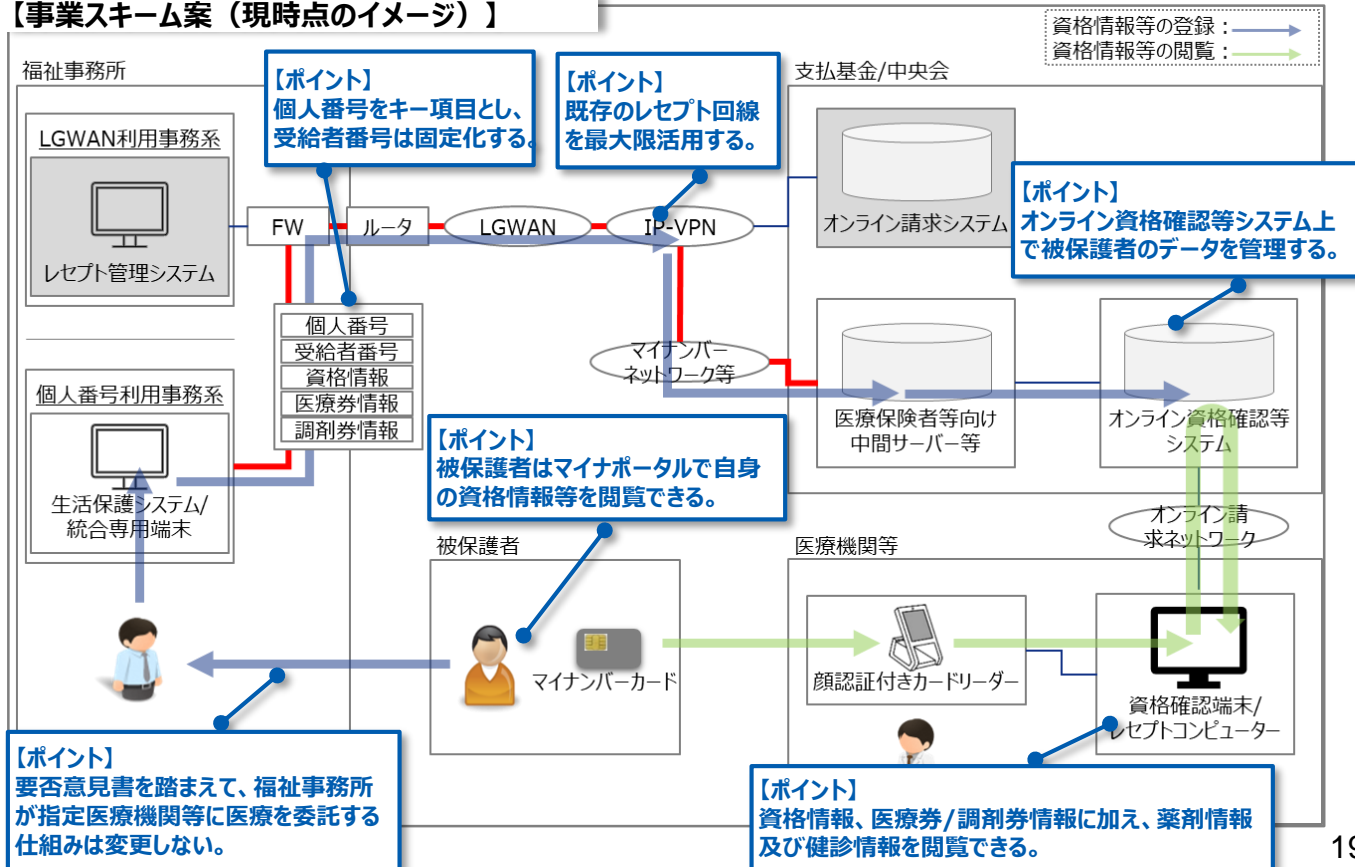
医療扶助のオンライン資格確認の導入方針

- 医療扶助のオンライン資格確認においては、医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用する。
 - 医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。
 - 上記に必要な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託する。
- 受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する現行の制度設計を維持する。
 - オンライン資格確認等システムには、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録し、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。

【期待される効果】

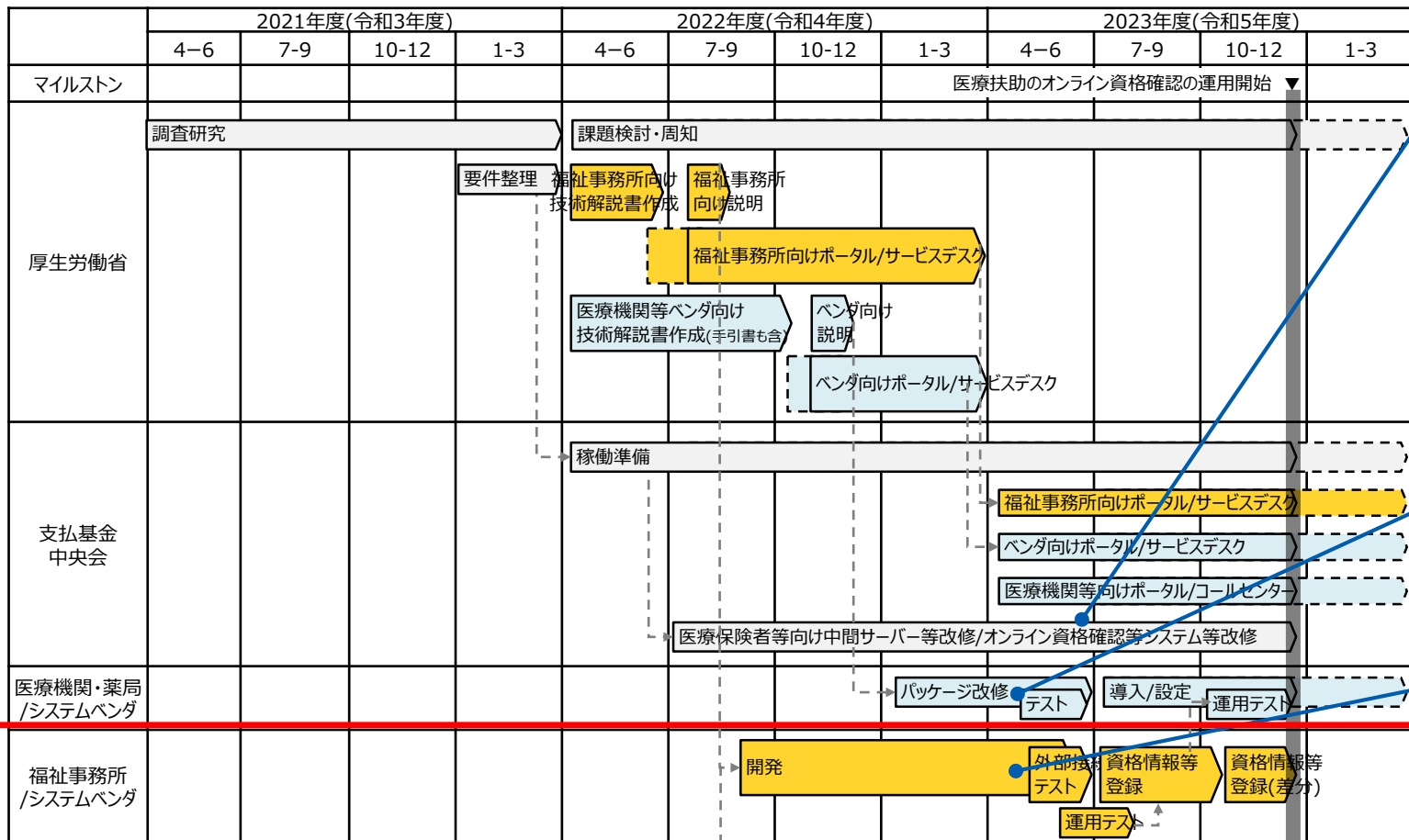
- 事務コストの低減**
 - 紙の医療券/調剤券の発行業務の削減
 - 紙の医療券/調剤券を受領する業務の削減
 - 診療報酬の再審査請求業務の削減
- より良い医療の提供**
 - 薬剤情報の閲覧
 - 健診情報の閲覧
 - 医療扶助のデータのNDBへの連携
- 制度の信頼性の向上**
 - 医療保険と同様の本人確認(顔認証等の活用)による確実な資格確認
 - 頻回受診の傾向がある被保護者等の迅速な把握/指導

【事業スキーム案（現時点のイメージ）】



医療扶助のオンライン資格確認の導入スケジュール

- 令和5年度の後半に本格運用が開始される前提で医療扶助のオンライン資格確認の導入を進める。
(現時点において想定しているスケジュールであり、事項も含め、今後変更がありうる。)



オンライン資格確認の導入時の想定対応事項

<支払基金・中央会>

- 福祉事務所システムから連携された被保護者の資格情報・委託医療機関情報等を受信・登録する機能を追加
- 医療機関等からの照会に対し被保護者の資格情報・委託医療機関情報等を提供する機能を追加
- マイナポータルからの照会に対し被保護者の資格情報・委託医療機関情報等を提供する機能を追加等

<医療機関等・システムベンダ>

- オンライン資格確認等システムから被保護者の資格情報・委託医療機関情報等を取得する機能を追加等

<福祉事務所・システムベンダ>

- 被保護者の資格情報・委託医療機関情報等を送信する機能を追加等

<補助金執行スケジュール>

- 技術解説書の周知・説明会開催後、速やかに、事前協議(所要見込額調べ)を実施。年内交付決定を目標とする。

※上記スケジュールの他、国においてマイナポータルの改修に必要な対応も実施予定



生活保護関係の令和4年度予算案

- 生活保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保するとともに、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、レセプトを活用した医療扶助の適正化や収入資産調査の取組強化による収入認定事務の適正化など、生活保護の適正実施を推進する。
- また、生活保護業務のデジタル化を推進し、業務の効率化・適正化に向けた支援を実施するとともに、生活保護受給者の自立を支援するため、就労等に向けた取組を推進する。

生活保護費負担金

令和4年度予算(案) 2兆8,013 億円 (対前年度当初予算額 ▲ 205億円)

内訳	生活扶助等	1兆3,044億円	(対前年度当初予算額	+104億円)
	医療扶助	1兆4,162億円	(対前年度当初予算額	▲327億円)
	介護扶助	808億円	(対前年度当初予算額	+18億円)

令和4年度生活保護関係負担金・補助金等の新規・拡充事項

- ① 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修等(新規) 101.4億円
「新デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)」に基づき、医療扶助のマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度中の導入を目指し、必要なシステム改修等を行う。
- ② 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る調査研究等(新規) 0.9億円
医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた導入支援や周知広報への取組、運用上の課題とその対応策、さらなる事務の効率化など、医療扶助の適正化に資する方策等の検討を行う。
- ③ 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の実施(新規) 0.7億円
一般世帯及び生活保護受給世帯の生活実態及び生活意識を把握するための調査を実施する。

(参考)令和3年度補正予算

- 生活保護受給者に対する就労支援等の機能強化 3.2億円
- 保護施設における感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数)
- 感染症拡大に伴う面接相談等体制の強化 (新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数)
- 生活保護業務のデジタル化の推進 2.8億円
- 指定医療機関の届出手続のオンライン化等による効率化 1.2億円 等

4 自殺対策の推進について

(1) 現状・課題

- 令和2年は新型コロナウイルス感染症等の影響を受け自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、自殺者数は11年ぶりに増加に転じた。内訳をみると、男性は減少したものの、女性と学生・生徒の自殺者数が増加した。
- 令和3年は、6月までは対前年差で増加していたが、7月以降は対前年差で減少に転じている。1月から11月までの累計で比較をすると、対前年で減少に転じた(※)が、引き続き留意が必要である。 ※令和3年12月20日時点 令和2年1月～11月19,386人、令和3年1月～11月19,285人
- 現行の自殺総合対策大綱は平成29年7月に閣議決定され、大綱においておおむね5年を目途に見直すこととされていることから、令和3年度から見直しに向けた検討を開始。

(2) 令和4年度の取組

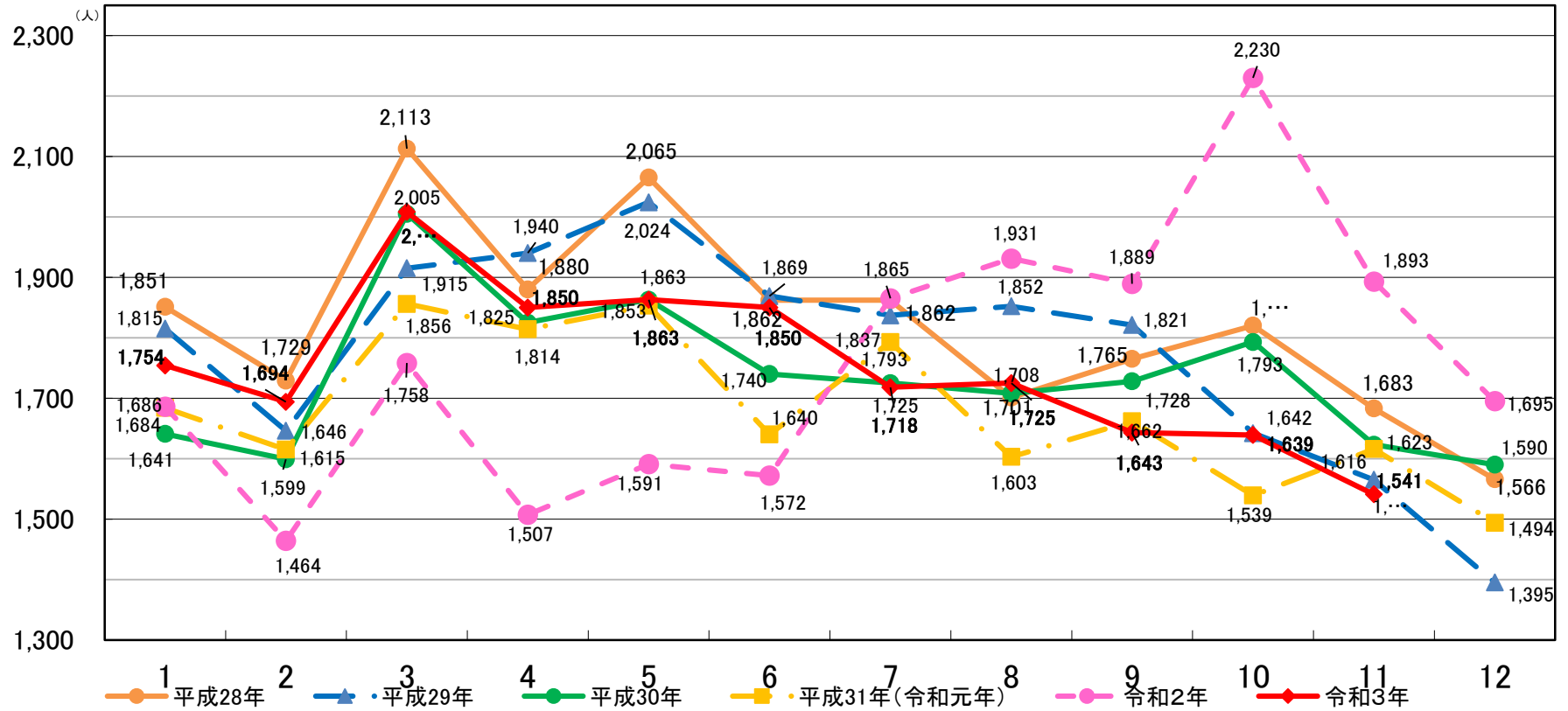
- 新たな自殺総合対策大綱の策定に向け、「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」において、令和3年11月から検討を開始。今年度内に
有識者会議の意見をまとめ、**令和4年夏頃を目途に新たな大綱の閣議決定を予定。**
- 地域自殺対策強化交付金において、令和3年度より
 - ① 国において、**全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一貫した包括的支援体制を構築。**
 - ② 地方自治体において、**SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施。**
- コロナ禍における自殺リスクの高まりへの懸念から、**令和3年度補正予算に相談体制の拡充や相談員の養成、情報発信の強化等に係る経費を計上**しており、来年度も継続した支援を実施。

(3) 依頼・連絡事項

- SNS相談内容に応じた包括的支援体制を構築し、強化するためには、**より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。**
- 自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め(第13条)、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する(第14条)とされており、地域自殺対策強化交付金の交付に当たり**自殺総合対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件**となるので留意願いたい。また、**予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。**
- JSCP(※)において、自治体に対する支援を行う「自治体コンシェルジュ」を配置しているので引き続き活用いただくとともに、自治体が開催する地域の民間団体の人材育成に関する研修等への講師派遣も行っているため、必要に応じて活用いただきたい。
(※)厚生労働大臣指定法人(一社)いのち支える自殺対策推進センター
- 地域づくりとして自殺対策を総合的に推進するため、都道府県におかれては**市町村に対し、専任職員の配置や専任部署の設置がされるよう働きかけをお願いする。**

自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和3年12月20日現在



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和3年	合計	1,754	1,694	2,008	1,850	1,863	1,850	1,718	1,725	1,643	1,639	1,541		19,285
	男性	1,181	1,139	1,333	1,241	1,225	1,217	1,153	1,111	1,094	1,099	1,012		12,805
	女性	573	555	675	609	638	633	565	614	549	540	529		6,480
令和2年	合計	1,686	1,464	1,758	1,507	1,591	1,572	1,865	1,931	1,889	2,230	1,893	1,695	21,081
	男性	1,189	1,031	1,250	1,063	1,093	1,061	1,199	1,253	1,229	1,341	1,242	1,104	14,055
	女性	497	433	508	444	498	511	666	678	660	889	651	591	7,026
対前年増減数(月別) (3-2)	総数	68	230	250	343	272	278	-147	-206	-246	-591	-352		-
	男性	-8	108	83	178	132	156	-46	-142	-135	-242	-230		-
	女性	76	122	167	165	140	122	-101	-64	-111	-349	-122		-
対前年増減率(月別) (3/2)	総数	4.0%	15.7%	14.2%	22.8%	17.1%	17.7%	-7.9%	-10.7%	-13.0%	-26.5%	-18.6%		-
	男性	-0.7%	10.5%	6.6%	16.7%	12.1%	14.7%	-3.8%	-11.3%	-11.0%	-18.0%	-18.5%		-
	女性	15.3%	28.2%	32.9%	37.2%	28.1%	23.9%	-15.2%	-9.4%	-16.8%	-39.3%	-18.7%		-

※令和2年は確定値、令和3年は暫定値

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

令和4年度予算(案) 36億円(令和3年度34億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	28.7億円	(27.8億円)
調査研究等業務交付金	4.9億円	(4.4億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.1億円	(1.3億円)
その他(本省費)	94百万円	(94百万円)

※令和3年度補正予算額(案)

・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 60.9億円の内数

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

(令和4年度予算(案):28.7億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する実践的な自殺対策の取組を支援する。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自殺防止

対策の強化(令和3年度補正予算(案):60.9億円の内数)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方々に対応するため、地方自治体や民間団体が行う自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

2. 指定調査研究等法人機能への確保等

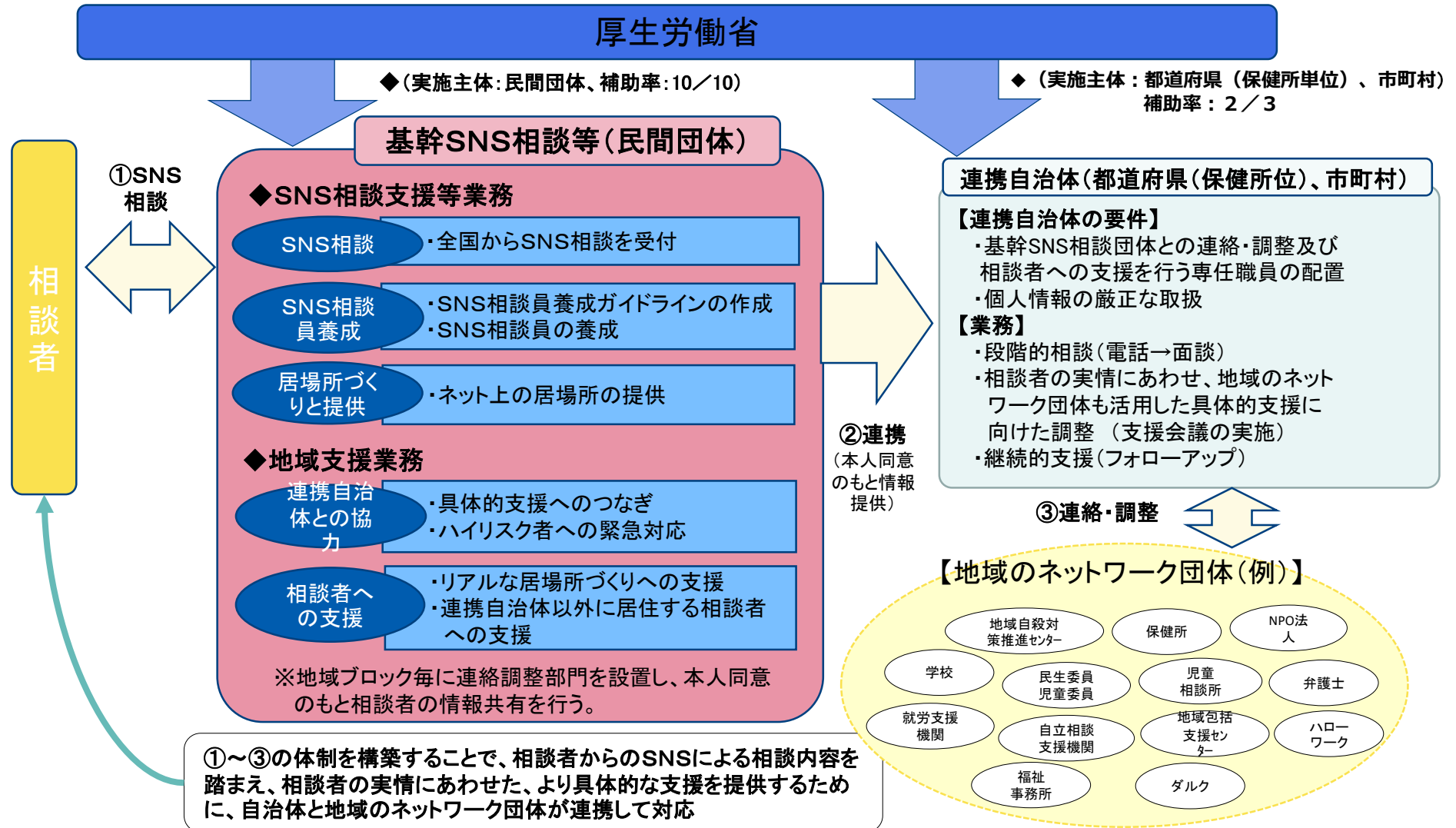
(令和4年度予算(案):6.9億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、自殺未遂者レジストリ制度を構築するとともに、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間に、全国的な普及啓発活動を実施。

対面、電話、SNSを活用した相談体制の拡充、人材養成の強化



○ SNS等の相談体制を強化し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する。



5 ひきこもり支援について

(1) 現状・課題

- 「就職氷河期世代支援プログラム」（令和元年6月21日閣議決定）では、ひきこもり支援について、官民の関係機関が連携する「市町村プラットフォーム」を中心に展開することとされており、令和2年度末時点で589市町村（33.8%）に設置されている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）では、ひきこもり支援について、現状の支援施策の再点検、ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、良質な支援者の育成と支援手法の開発等が盛り込まれている。
- 政府において、ひきこもり支援について関係府省間での連携を深めるため、「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」を開催し、官民を問わない様々な社会資源が参画・連携できる環境整備について議論を行い、会議の取りまとめとして、令和3年10月1日付けで「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について」（会議の構成員連名通知）を自治体あてに発出した。

(2) 令和4年度の取組

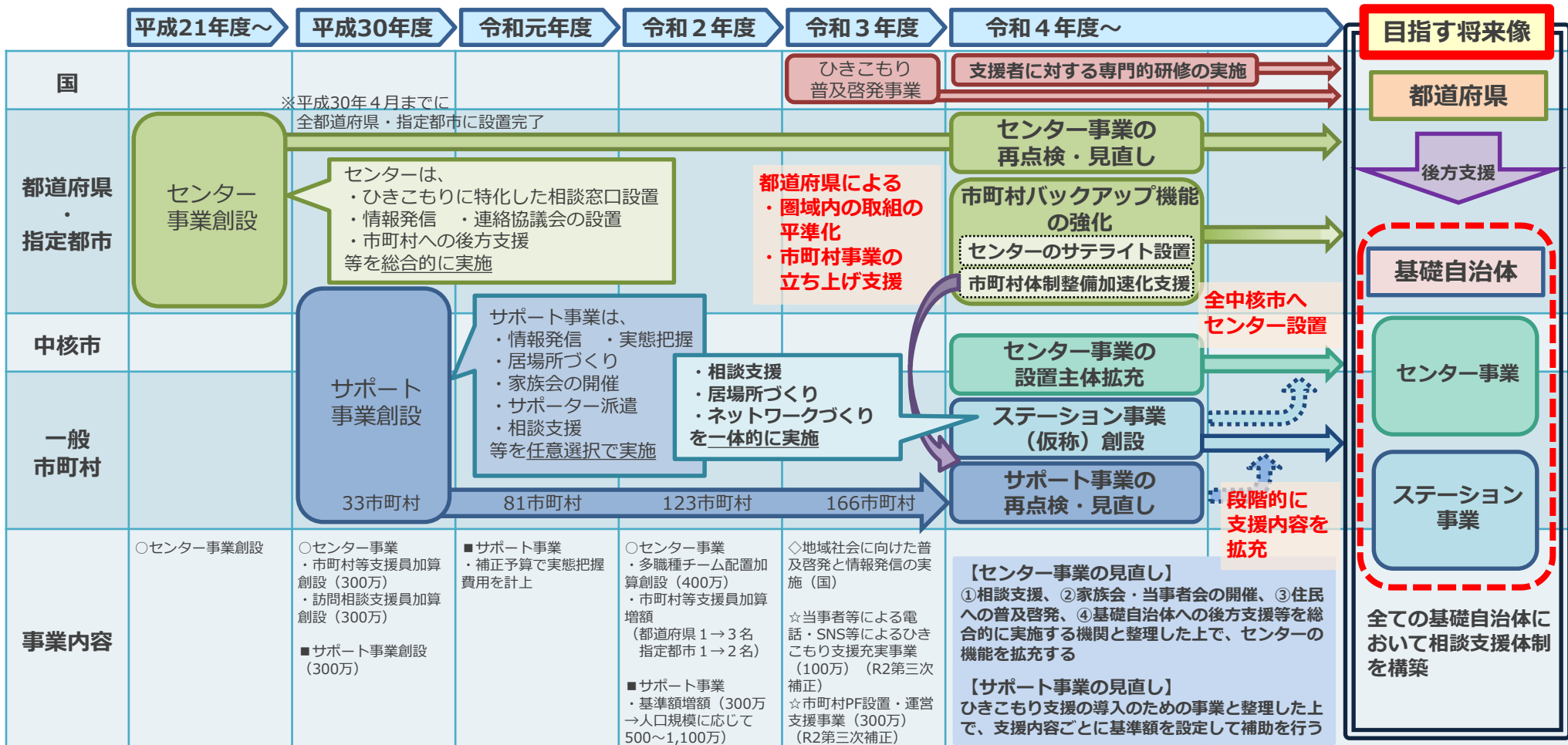
- 令和4年度予算案においては、支援を必要とする方が身近なところで相談し支援を受けることができるよう、「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を基礎自治体へ拡充するとともに、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業（仮称）」を創設する。また、都道府県が基礎自治体の取組をバックアップする仕組みを導入する。さらに、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修を実施する。
- 令和3年度補正予算においては、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」の中で、市町村等が新たにひきこもり支援を開始・拡充する場合の経費に対して補助を行い、支援体制の構築を加速化させる。

(3) 依頼・連絡事項

- 各市町村において、令和3年度補正予算に盛り込んだ新たな事業や、令和4年度から内容を拡充するひきこもり支援推進事業を積極的に活用いただき、相談窓口の設置や官民が連携した支援体制の構築について推進されたい。また、各都道府県においては、管内市町村の取組について積極的な支援をお願いしたい。
- 従前から、全市町村において、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営の3つの取組を原則令和3年度末までに実施いただくよう依頼しているところである。これらの取組は、ひきこもり支援体制構築の出発点になるものであることから、引き続き、着実な実施をお願いしたい。

ひきこもり支援のロードマップ

- ひきこもり支援の体制整備は、これまで、都道府県域に「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）の設置を進めてきた。
- 基礎自治体での体制整備は、平成30年度から「ひきこもりサポート事業」により取組を進めているところだが、**基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実**がより強く求められている。
- これを踏まえ、①**センターの設置主体を中核市や一般市町村に拡充**するとともに（将来的には全ての中核市への設置を目指す）、②基礎自治体の新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「**ひきこもり支援ステーション事業（仮称）**」を創設する。
- また、センターについて、役割や機能を再点検した上で、より総合的な支援を実施する機関として整理し、支援内容の充実を図る。
- 更に、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①**市町村と連携したセンターのサテライトの設置**と、②**小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設**し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進する。



※その他、平成25年度からひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を実施（平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更）

ひきこもり支援の充実と推進（地域における支援体制図）

4年度予算案：19.2億円
（3年度予算額：13.0億円）

都道府県（指定都市）域

（指定都市）
行政区



後方支援

都道府県・指定都市 ひきこもり地域支援センター

《事業内容》

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり
- ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握
- ⑨市町村（行政区）・支援機関に対する後方支援
- ⑩関係機関職員人材研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施



新

都道府県による 市町村事業の立ち上げ支援

①市町村と連携したセンターの サテライトの設置

市町村へ相談支援体制が引き継がれることを前提に、都道府県と市町村が連携して支援体制の弱い地域へひきこもり地域支援センターのサテライトを有期で設置

〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/2
- サテライトの設置は有期（原則2年）
- 市町村への相談支援体制の移行の際に、市町村の連携の枠組みを維持して複数市町村が事業を共同実施することも可能



国

新 国が実施する人材養成研修

ひきこもり地域支援センター職員を対象に知識や支援手法を習得する研修を実施

後方支援

一般市町村

新 ひきこもり地域支援センター

※将来的に、全ての中核市への設置を目指す

《事業内容》

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり
- ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握
- ⑩関係機関職員養成研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施

移行

一般市町村

新 ひきこもり支援 ステーション事業（仮称）

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握
- ⑪サポーター養成研修の実施

移行

一般市町村

ひきこもりサポート事業

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

地域のニーズに応じて下記の事業を任意に選択して実施

- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握
- ⑪サポーター養成研修の実施

※2以上の自治体による市町村事業の共同実施により、居住する市町村の窓口へ相談しづらい人も利用しやすくなる。

段階的な事業の充実を目指す

新

②小規模市町村等における 体制整備の加速化支援

市町村のひきこもり支援事業の実施を惹起するため、支援終了後も市町村が継続して事業を実施することを前提に、財政的に厳しい小規模市町村等に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした立ち上げ支援を有期で行う

〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 〔参考〕サポート事業等
国1/2、市町村1/2
- 有期（原則2年）の支援期間終了後、市町村（複数市町村による共同実施も可能）が事業を継続実施

支援施策の再点検による センター・ステーション等の事業内容の（案）

【◎は必須事業 ○は任意事業】

実施主体	支援の カテゴリ	当事者・家族支援						住民の 意識醸成	現状 把握	自治体 支援	支援者養成	
		① 相談支援	② 居場所 づくり	③ 連絡協議 会・ネット ワーク	④ 家族向け 勉強会・ 当事者会	⑤ サポー ター派遣	⑥ 民間団体 との連携 活動				⑦ 住民等へ の講演会 ・研修	⑧ 実態把握
都道府県 ・ 指定都市	センター	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	○	◎	◎	○
	サテライト ※都道府県のみ	◎	◎	○	○	○	○	○	○	—	—	○
中核市 ・ 一般 市町村	センター	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	○	—	○	○
	ステーション	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	—	—	○
	サポート事業	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○

ひきこもり支援体制構築加速化事業

令和3年度補正予算

【要旨】

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（61億円）の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、ひきこもり当事者やその家族の孤独感・孤立感や生きづらさがより深刻化する中、身近な地域におけるきめ細やかなひきこもり支援の需要が高まっている。
- これを踏まえ、市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

【事業実施主体】

市町村等

【補助率】

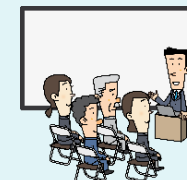
国3/4

【事業内容】

市町村のひきこもり支援体制の構築を加速化するため、市町村等が新たにひきこもり支援を開始する場合や拡充する場合に、以下の取組に係る備品購入費用、修繕費用、準備スタッフの雇い上げ費用、パンフレットやホームページの作成費用、実態調査費用、会議費用、普及啓発費用等に対して補助を行う。

<ひきこもり支援体制構築のための取組>

1. ひきこもりの相談ができる環境づくり
2. 居場所づくり
3. 住民への相談窓口の周知等の広報
4. 支援対象者の実態やニーズの把握
5. 地域の社会資源の開拓と支援者ネットワークの構築
6. 地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのシンポジウムや勉強会等の開催



6 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状・課題

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に創設され、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。
- 成年後見制度が十分に利用されていなかったことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立。平成29年3月、成年後見制度利用促進基本計画（期間はH29～R3年度の5年間）を閣議決定。基本計画に基づき、各自治体における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」などの取組みを推進してきた。
※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人（推計）に、令和7年には約700万人になる見込み。一方、利用者数は令和2年末時点で約23万人。
- 令和3年度は基本計画の最終年度に当たることから、計画の見直しに向けて「成年後見制度利用促進専門家会議」での議論を実施。12月22日には「最終とりまとめ」公表（今後は、パブリックコメントを経て、令和4年3月までに第二期計画を閣議決定予定）。

(2) 令和4年度の取組

- 第二期計画の考え方や内容を踏まえ、各自治体における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を更に推進する。
- このため、令和4年度予算案では、「自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（都道府県の機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等）」や、「多様な主体による権利擁護支援の機能強化（意思決定支援研修、オンライン活用等）」「権利擁護支援において新たな連携・協力体制を構築するモデル事業」などに必要となる経費を予算計上し、支援を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 第二期計画の最終とりまとめにおいて令和6年度末までのK P Iとして示された「優先して取り組む事項」について、都道府県と市町村に関する以下の取組みを進めていただきたい。
- 都道府県においては、①協議会の設置、②担い手の育成方針の策定と養成研修の実施、③市町村長申立に関する研修の実施、④意思決定支援研修の実施を進めていただき、都道府県単位のネットワークづくりや積極的な市町村支援をお願いします。
- 市町村においては、①制度や窓口の周知、②中核機関の整備、③市町村計画の策定、④利用支援事業の推進に努めていただきたい。体制を整備した地域においても、地域連携ネットワークの機能を段階的・計画的に充実することをお願いします。

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 – 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 –
- (2) 地域連携ネットワークの機能 – 個別支援と制度の運用・監督 –
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 – 連携・協力による地域づくり –
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- 次期基本計画期間に2025年を迎え、認知症高齢者等の増加が見込まれるなど、高まる成年後見制度の利用等のニーズに対応できる地域の体制整備が喫緊の課題である。
- 市町村による中核機関の整備と地域連携ネットワークの構築を推進するとともに、地域連携ネットワークにおける互助・福祉・司法の3つの支援の機能強化と、関係者間の連携・協力体制の強化を図り、持続可能な権利擁護支援を推進する。

1 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）

(1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（都道府県による司法専門職・家庭裁判所との連携基盤づくり）

- 都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる助言等が得られる体制を確保することで、市町村による中核機関の整備等を推進する。
- 市町村や中核機関の取組状況や課題等の実態を踏まえて、市町村支援を図るカリキュラムを追加した「成年後見制度利用促進体制整備研修」を実施することで、都道府県の市町村支援機能を強化する。

2 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）

(1) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

- 都道府県・市町村・中核機関による、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援や権利擁護支援に関する研修等を推進する。また、意思決定支援の推進に向けた「成年後見制度利用促進現状調査等事業」を行う。
- 互助・福祉・司法の支援を効果的に行うオンライン活用や、互助・福祉等の支援からの成年後見制度等への移行を推進する。

(2) 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の機能強化

- 任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報を実施するほか、中核機関等に対する専門的な相談・助言体制を整備する。

3 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

(1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（中核機関等のコーディネート機能の強化）

- 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての情報収集・相談機能や、受任調整機能を強化する。
- 市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を支援することで、広域連携に係るコーディネート機能を強化する。

(2) 新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

- 地域連携ネットワークにおける民間団体等多様な主体の参画、地域生活における意思決定等の支援、寄付等の活用など新たな支え合いを進める取組の実施方策の検証を行うモデル事業を実施する。

7 福祉・介護人材確保対策について

(1) 現状・課題

- ・ 介護人材の確保・育成は喫緊の課題。昨年7月に公表した第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2019（令和元）年度の介護職員数約211万人に加えて、2025年度末までに約32万人（合計で約243万人）、2040年度末までに約69万人（合計で約280万人）、2025年度末まででみれば、年間5.3万人程度の介護人材の伸びが必要と見込んでいる。
- ・ また、介護分野における有効求人倍率は、コロナ禍においても高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

(2) 令和4年度の取組

- ・ 都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行うとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行うことにより、都道府県福祉人材センターの各地域における活動を強化する。
- ・ これまで福祉・介護の魅力発信については、国と都道府県とが、それぞれ実施してきたが、令和4年度以降、地域医療介護総合確保基金を活用して都道府県が行ってきた事業を「地域における介護のしごと魅力発信事業」と位置づけ、国と都道府県とが連携して、介護職の社会的評価の向上を図るとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図っていく。

(3) 依頼・連絡事項

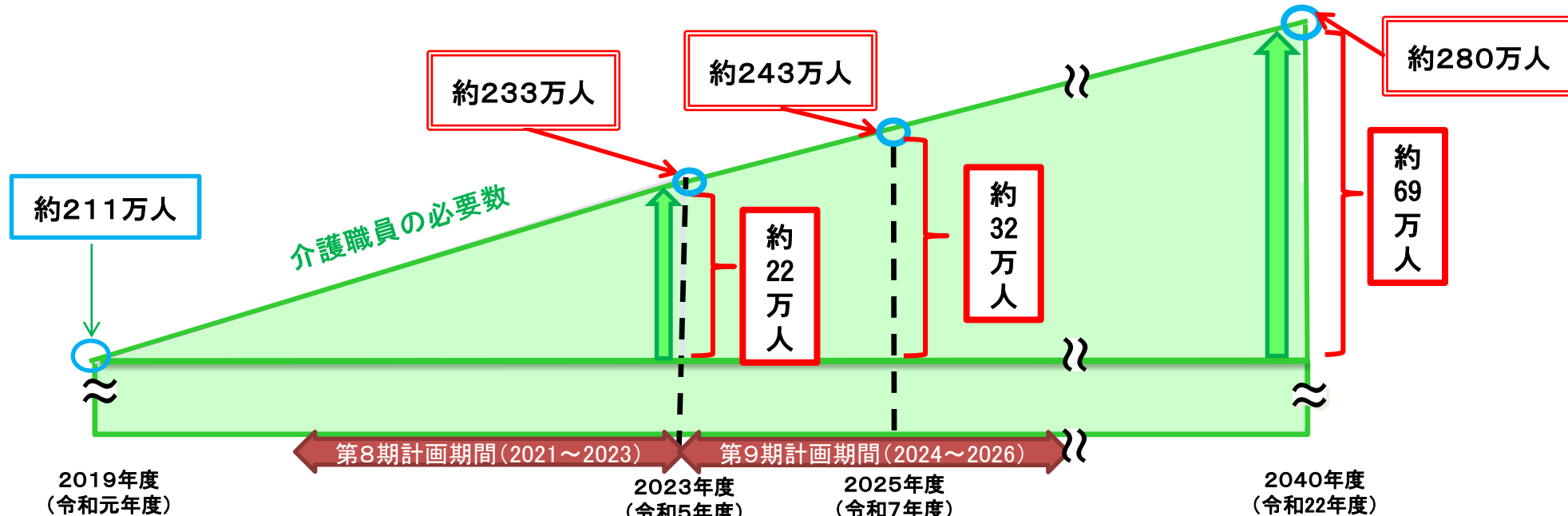
- ・ 介護助手等普及推進の取組に際して、「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置して実施する場合には、地域医療介護総合確保基金を活用することとしているので、各都道府県においては、必要な措置を講じていただくようお願いする。
- ・ 介護の魅力発信については、今後も継続して実施いただくとともに、更なる事業の充実を検討いただくよう、お願いする。
- ・ これらの他、既存の事業についても、積極的に取り組んでいただき、福祉介護人材の確保の取組をより一層進めていただくよう、お願いする。

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））
 となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。
 注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
 注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。
 注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

【令和4年度予算案】 地域医療介護総合確保基金:137億円の内数
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金:386億円の内数

【要求要旨】

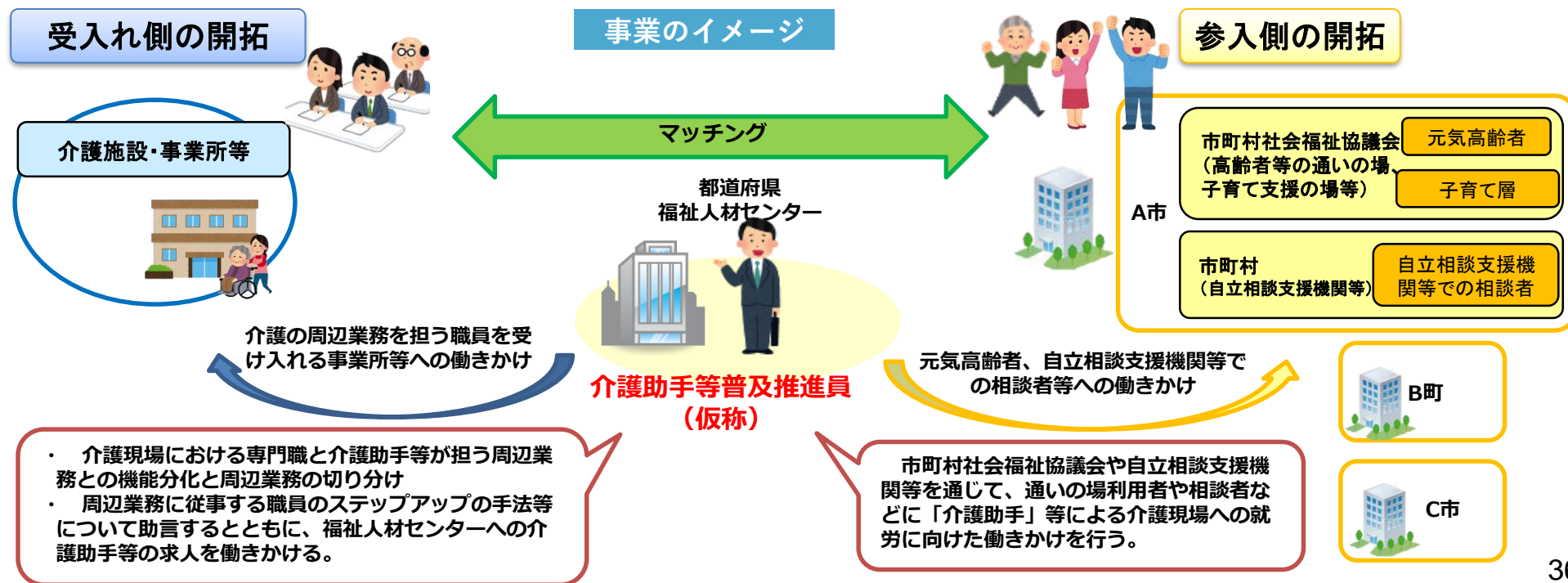
介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。

そのため、介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する。

【事業内容】

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行う。

併せて、介護事業所に対し、介護職の業務の機能分化や介護助手等のステップアップの手法を助言するとともに、介護助手にかかる求人提出の働きかけを行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促す。

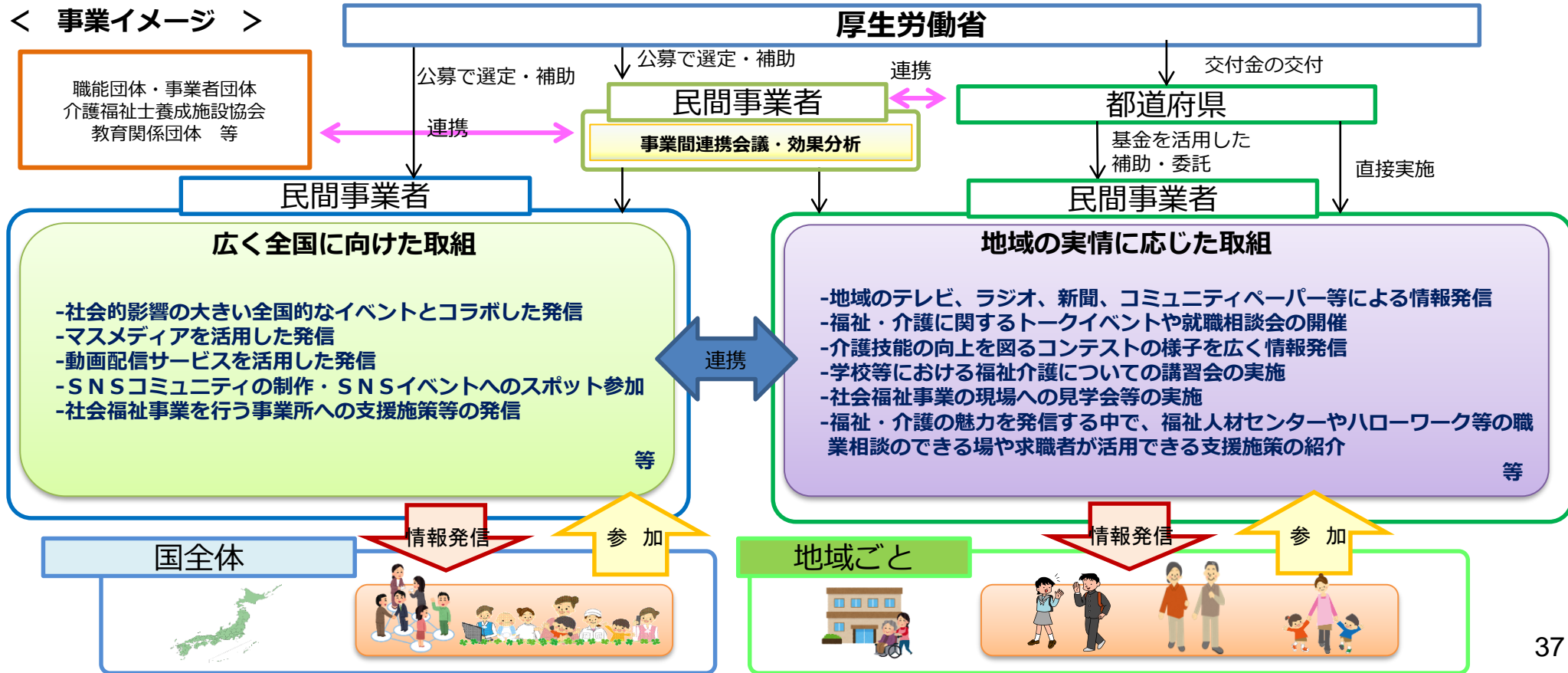


「介護のしごとと魅力発信等事業」について

【令和4年度予算案】生活困窮者就労準備支援事業費補助金 362,000千円（561,299千円）
 地域医療介護総合確保基金 137億円の内数

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和4年度においては、民間事業者による全国的なイベント、テレビ番組、新聞記事、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。
- さらに、各実施主体による事業の連携を図る場として事業間連携会議を設け、国や都道府県における取組を集約し共有するとともに、相互に情報の拡散を行うことにより、事業効果の最大化を図る。

< 事業イメージ >



8 社会福祉法人制度等について

(1) 現状・課題

- 社会福祉法人については、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられており、少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえ、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。
- 社会福祉法人は、こうした状況も踏まえ、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、令和4年4月から施行される「社会福祉連携推進法人制度」の活用も検討しつつ、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

(2) 令和4年度の取組

- 各認定所轄庁において社会福祉連携推進法人の認定事務等が円滑に行えるよう、適時の助言等を行うとともに、設立を希望する法人の参考となるよう、各地の取組について収集し、積極的に情報発信等を行う。

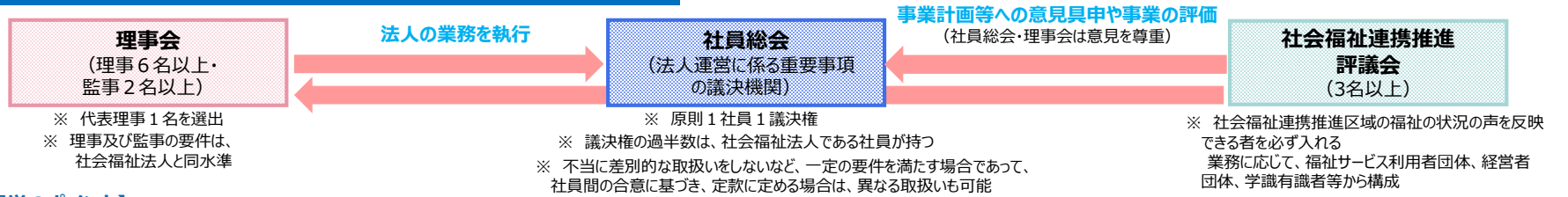
(3) 依頼・連絡事項

- 速やかに「社会福祉連携推進法人制度」の担当部課室や担当係を決定し、管内関係者からの設立相談に応じる体制や、4月1日以降に申請を確実に受け付けられる等の庁内体制を整備いただくとともに、関係者への制度の周知にご協力をお願いしたい。
- 平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえた社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、孤独・孤立の状況下に置かれた者や生活困窮者等の地域の福祉ニーズに的確に対応していけるよう、「地域における公益的な取組」の一層の促進等にご配慮いただきたい。併せて、令和3年度補正予算における職員の処遇改善に係る各般の措置等も踏まえ、法人が職員の処遇改善についても積極的に取り組めるようご配慮いただきたい。

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



【法人運営のポイント】

- **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- **社会福祉連携推進業務**の実施 (以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可 (社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの**会費、業務委託費等**による業務運営 (業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、**職員の兼務や設備の兼用可** (業務を遂行するための財産の保有も可)

①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務	⑤人材確保等業務	⑥物資等供給業務
<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献事業の企画・立案 ・地域ニーズ調査の実施 ・事業実施に向けたノウハウ提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急物資の備蓄・提供 ・被災施設利用者の移送 ・避難訓練 ・BCP策定支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営コンサルティング ・財務状況の分析・助言 ・事務処理代行 等 ※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け ※ 貸付け毎に所轄庁の認定が必要 ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限 ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・採用・募集の共同実施 ・人事交流の調整 ・研修の共同実施 ・現場実習等の調整 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・給食の供給 等

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

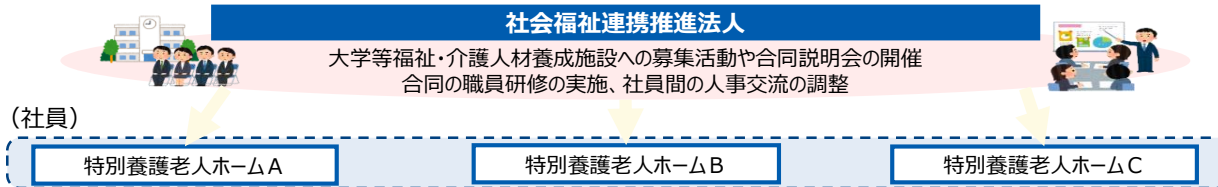
社会福祉事業を
経営する法人

社会福祉を目的
とする公益事業を
経営する法人

社会福祉事業等に従事
する者の養成機関を
経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】



⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいづれか)、
認定・指導監督

社会福祉連携推進法人の施行に向けた関係法令・関係通達

- 社会福祉連携推進法人の施行に向けては、以下の関係法令・関係通達について、一部を除き、令和3年11月12日に公布したところである。（①については令和3年9月27日、②・⑤については令和3年10月29日）
- なお、①を除き、いずれも施行日は令和4年4月1日。

関係法令・関係通達名称		内容
①	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	社会福祉連携推進法人に係る改正規定の施行期日等を規定するもの
②	社会福祉法施行令の一部を改正する政令	社会福祉法施行令の一部を改正し、会計監査人の設置基準等政令委任事項について規定するもの
③	社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令	社会福祉法施行規則の一部を改正し、社員の範囲や社員の議決権に関する事項、理事の特殊関係者の範囲等省令委任事項について規定するとともに、社会福祉法会計基準の一部を改正し、社会福祉連携推進法人に対する貸付金に係る勘定科目の追加等を行うもの
④	社会福祉連携推進法人会計基準（省令）	社会福祉連携推進法人の会計基準及び計算書類の様式について規定するもの
⑤	介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件（告示）	技能実習制度における介護職種の監理団体の許可を受け得る主体に、社会福祉連携推進法人を追加するもの
⑥	社会福祉連携推進法人の認定等について（社会・援護局長通知）	社会福祉連携推進法人の業務、組織機関、認定申請等の手続に係る運用上の詳細を規定するとともに、定款例、各種様式を定めるもの
⑦	社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて（社会・援護局長通知）	社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱い等を規定するとともに、附属明細書及び財産目録の様式を定めるもの
⑧	社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について（社会・援護局福祉基盤課長通知）	
⑨	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について（社会・援護局長通知）	社会福祉連携推進法人に対する貸付金に係る附属明細書の勘定科目の追加等を行うもの
⑩	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について（社会・援護局福祉基盤課長通知）	
⑪	法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について（社会・援護局福祉基盤課長通知）	社会福祉連携推進法人が法人税法上の非営利型法人に該当するための定款の規定の取扱い等を示すもの

9 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について

(1) 現状・課題

- 地域生活定着促進事業では、高齢又は障害のある矯正施設退所者等を福祉サービス等につなげる支援であるいわゆる出口支援に加え、令和3年度から被疑者等への支援であるいわゆる入口支援（被疑者等支援業務）を開始しているが、全都道府県での実施には至っていない。また、支援実績を向上しつつ、質の高い支援も実現するための被疑者等支援業務の充実・強化が必要。
- 各都道府県において、本事業の実施に要する費用の4分の1相当の額の支出が必ずしもなされていない。

(2) 令和4年度の取組

- 令和4年度予算案においては、被疑者等支援業務を全都道府県で実施するために必要な経費を計上。このほか、被疑者等支援業務における弁護士との連携強化を促進。
- また、障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等（受刑者等を含む）への支援について、地域生活定着支援センターと連携する専門的職員を市町村に配置（基幹相談支援センターに委託可）できる事業（※）に係る経費が、障害保健福祉部の令和4年度予算案に計上されたことなども踏まえ、市町村や関係機関等との連携をより一層強化。
（※）市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業（地域生活支援事業）：障害保健福祉部予算

(3) 依頼・連絡事項

- 被疑者等支援業務については、関係機関と協議を積み重ねるなどの連携構築を図った上で事業実施をお願いする。また、弁護士との連携を含めた支援を円滑かつ着実に、そして効果的に実施できるよう合わせてお願いする。
- 支援対象者の円滑な地域生活への移行のため、上記「市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業」も踏まえ、市町村や関係機関等と連携し、既存の福祉的支援等との一体的実施や他に利用可能な事業の活用等、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いする。
- 本事業の意義等を踏まえ、各地域での本事業による適切なサービスの提供とともに、安定的・継続的な実施の確保等のため、各都道府県におかれては、本事業の実施に要する費用の4分の1相当の額の支出に必要な予算の確保・執行をお願いする。
- なお、弁護士との連携強化を含む本事業の令和4年度の国庫補助基準額については、事業の適正化等の観点も踏まえつつ検討中。別途お示しする予定。

地域生活定着促進事業（概要）

【 令和4年度予算額（案） 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数 】

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターは、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、以下の業務を実施。
 - ① コーディネート業務
保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。
 - ② フォローアップ業務
コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行う。
 - ③ 被疑者等支援業務
刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援。令和4年度、弁護士との連携強化を促進予定。
 - ④ 相談支援業務
懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。
 - ⑤ 関係機関との連携及び地域支援ネットワークの構築

【 事業概要 】

[実施主体] 都道府県（委託可）

※ 地域生活定着支援センターの設置状況 48か所（原則、都道府県に1か所（北海道のみ2か所））

[補助率] 定額補助（3／4相当）

被疑者等支援業務（概要）

【要旨】

- 刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

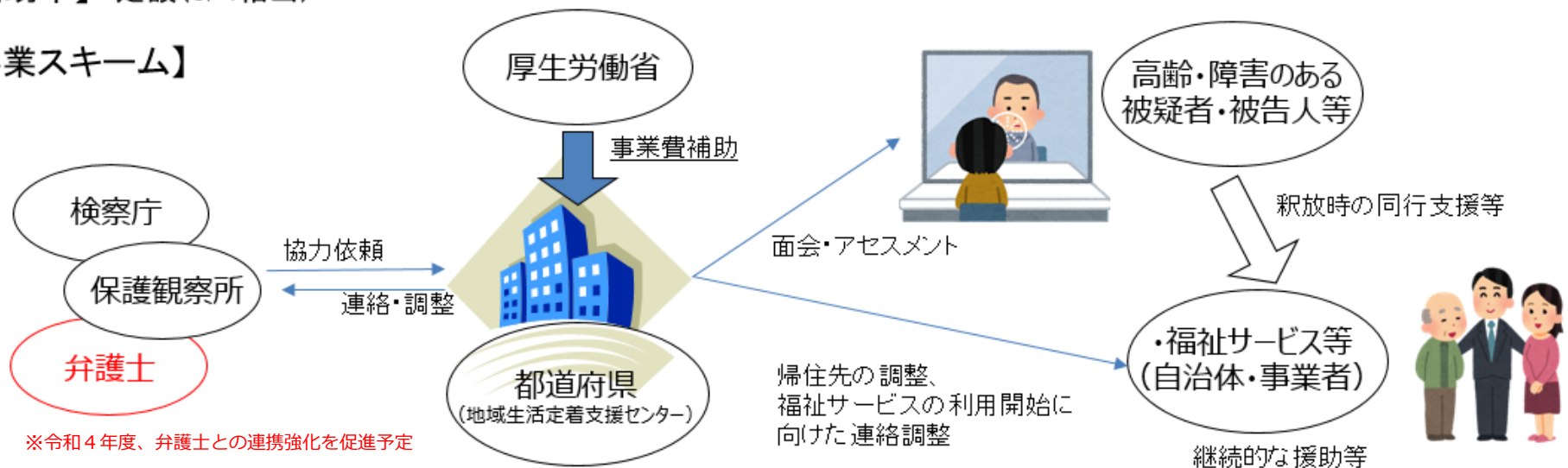
【事業内容】

- 保護観察所等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続の援助等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を行う。

【実施主体】 都道府県(委託可)

【補助率】 定額(3/4相当)

【事業スキーム】



市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業（地域生活支援事業）

【事業目的】 障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等（受刑者等を含む）が、釈放後に実際に生活を営もうとする市町村において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

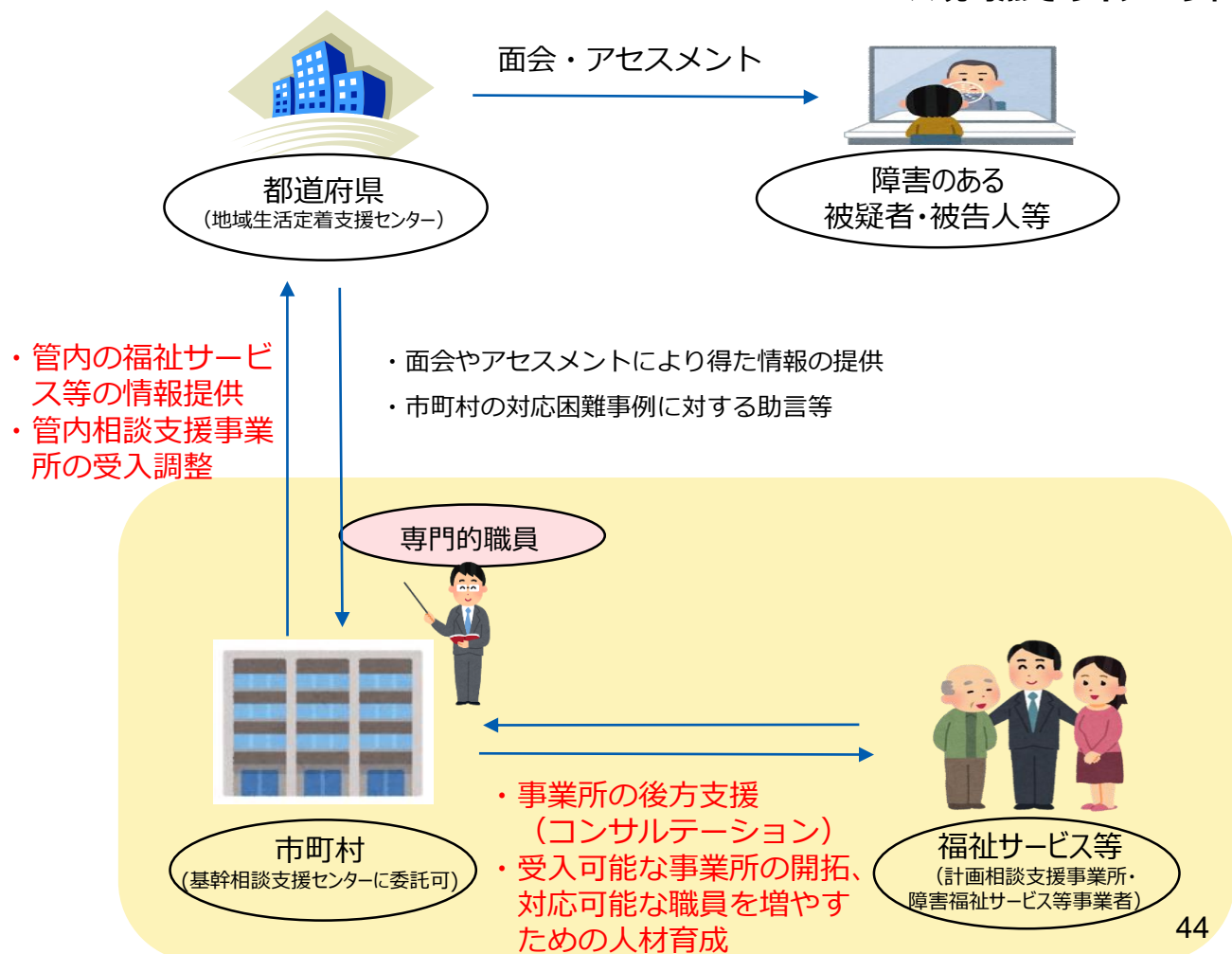
市町村において、障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等が、釈放後に円滑に福祉サービス等を利用するため、市町村に専門的職員を配置し、

- (1) 地域生活定着支援センターと連携し、相談支援事業所の受入調整
- (2) 管内事業所の後方支援（コンサルテーション）
- (3) 専門性を有する事業所や支援者の育成、社会資源の開発等の取組を実施する。

実施主体

市町村（基幹相談支援センターに委託可。
また、都道府県が地域の実情を勘案して事業の一部を実施可。）

※現時点でのイメージ図



社会・援護局（社会） 施策 照会先一覧

施策事項	所管課室	担当係	担当者	内線
1 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について	地域福祉課 地域共生社会推進室	支援調整係	田代	2893
2 生活困窮者自立支援制度の推進について	(困窮者自立支援制度) 地域福祉課 生活困窮者自立支援室	相談支援係 居住支援係	加藤 浩一 加藤 豪俊	2879 2290
	(自立支援金) 総務課	企画法令係	徳永	2809
3 生活保護制度について	保護課	総務係	近藤	2824
4 自殺対策の推進について	総務課 自殺対策推進室	企画調整係	山田 小畑 和博	2837 4261
5 ひきこもり支援について	地域福祉課	地域福祉係	太田 瑞穂	2219
6 成年後見制度の利用促進について	地域福祉課 成年後見制度利用促進室	企画調整係	安藤	2228
7 福祉・介護人材確保対策について	福祉基盤課 福祉人材確保対策室	マンパワー 企画係	村田	2849
8 社会福祉法人制度等について	福祉基盤課	法人経営指導係	小畑 彩音	2871
9 地域生活定着支援について	総務課	—	酒谷	2816